

■福島市子どもの夢を育む施設使用料等一覧

1 展示装置使用料

区 分	使 用 料	
展示装置使用券	1人1枚	500円

2 観覧料

区 分		観 覧 料			
		個 人		団 体	
プラネタリウム	一 般	1人1回	300円	1人1回	240円
	高校生及び大学生	1人1回	200円	1人1回	160円
	子 ども	1人1回	100円	1人1回	80円
企画展示室	一 般	1,000円の範囲内で市長が定める額		個人に係る所定の観覧料の100分の80に相当する額	
	高校生及び大学生				
	子 ども				

備考

- 「子ども」とは、4歳以上中学生以下をいう。
- プラネタリウムにおいて、4歳未満の子どもが座席を占有する場合は、子ども料金を徴収する。
- 「団体」とは、20人以上の団体をいう。

3 施設使用料

1 基本使用料

区 分			使 用 料			
			午 前 (9時30分～12時30分)	午 後 (13時00分～18時30分)	全 日 (9時30分～18時30分)	
わいわいホール	入場料を徴収しない場合	平日	6,500円	13,000円	19,500円	
		土曜・日曜・休日	8,000円	16,000円	24,000円	
		ステージのみ	3,300円	6,600円	9,900円	
	入場料を徴収する場合	1,000円以下	平日	9,800円	19,600円	29,400円
		土曜・日曜・休日	12,000円	24,000円	36,000円	
		1,001円以上	平日	13,000円	26,000円	39,000円
土曜・日曜・休日	16,000円	32,000円	48,000円			
企画展示室	入場料を徴収しない場合	平日	3,000円	6,000円	9,000円	
		土曜・日曜・休日	4,000円	8,000円	12,000円	
	入場料を徴収する場合	1,000円以下	平日	4,500円	9,000円	13,500円
		土曜・日曜・休日	6,000円	12,000円	18,000円	
		1,001円以上	平日	6,000円	12,000円	18,000円
			土曜・日曜・休日	8,000円	16,000円	24,000円
楽 屋	楽屋事務室		400円	800円	1,200円	
	小楽屋1		300円	600円	900円	
	小楽屋2		300円	600円	900円	
	大楽屋1		900円	1,800円	2,700円	
	大楽屋2		900円	1,800円	2,700円	
学 習 室	学習室1		1,000円	2,000円	3,000円	
	学習室2		1,000円	2,000円	3,000円	
和 室	ふれあい和室1		600円	1,200円	1,800円	
	ふれあい和室2		600円	1,200円	1,800円	
子どもキッチン			2,000円	4,000円	6,000円	
つくろうの部屋			2,000円	4,000円	6,000円	
リハーサルスタジオ			2,400円	4,800円	7,200円	

2 特別使用料

種 別	使 用 料
時間延長使用料	区分に応じ、1時間につき、基本使用料の額の時間割計算による額の100分の120に相当する額
準備等使用料	わいわいホール及び企画展示室の区分に応じ、基本使用料の額の100分の70に相当する額

3 時間貸し使用料

わいわいホールステージ	1回1時間につき	1,100円
リハーサルスタジオ	1回1時間につき	800円

4 夜間使用料

区 分			使用料	
			夜間(午後6時30分から午後9時まで) 1時間につき	
わいわいホール	入場料を徴収しない場合	平日	2,600円	
		土曜・日曜・休日	3,200円	
		ステージ	1,400円	
	入場料を徴収する場合	1,000円以下	平日	4,000円
			土曜・日曜・休日	4,800円
		1,001円以上	平日	5,200円
		土曜・日曜・休日	6,400円	

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当たりの金額をいい、その額に段階がある場合は、その最高の額をもってこの表の入場料の額とする。
- 企画展示室を間仕切りで仕切って使用する場合は、基本使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 特別使用料の種別の欄中「時間延長使用料」及び「準備等使用料」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。
 - 時間延長使用料 貸し出した区分の時間を延長した場合の使用料
(二区分以上連続した貸出しの場合は、その区分の間の時間は含まない。)
 - 準備等使用料 催しの設営、器材等の撤去等を行うためにわいわいホール及び企画展示室を使用する場合の使用料
(当該催しの行われる時間の属する使用単位時間に係る使用料を除く。)
- 使用する時間がこの表に定める使用時間(時間延長使用料及び夜間使用料にあっては、1時間)に満たないときは、これをこの表に定める使用時間(時間延長使用料及び夜間使用料にあっては、1時間)に切り上げて計算する。
- この表に基づいて算出した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円とする。
- わいわいホールステージ及びリハーサルスタジオの時間貸し使用は、1回当たり2時間を限度とする。

4 附属設備の使用料

区 分		使用料		
わいわいホール	ピアノ	1台	1時間	200円
	舞台設備	1式	1時間	500円
	照明設備	1式	1時間	500円
	音響設備	1式	1時間	500円
	映写設備	1式	1時間	300円
小楽屋・大楽屋	シャワー	1人	1回	100円
ふれあい和室1	茶道用電熱器	1台	1回	100円
リハーサルスタジオ	スタジオ器材	1式	1時間	300円
企画展示室	展示パネル	1台	1日	100円
電気供給設備(持込機器に限る。)		1キロワット	1回	100円

備考 使用単位の欄中「1回」とあるのは、承認を受けた日ごとの当該承認を受けた時間内における使用をいう。

「福島市障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例」に基づき、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及び第1種身体障害者、第1種知的障害者、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方を現に付き添って介護している方1名は、この一覧表に記載された使用料等のうち「2観覧料」「3施設使用料」「4附属設備の使用料」が免除となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

《問合せ先》

福島市子どもの夢を育む施設 こむこむ
〒960-8044 福島市早稲町1番1号
電話 524-3131 FAX 524-3130